

大 阪 青 山 大 学
大阪青山大学短期大学部

令和2年度
修学特別支援金 募集要項

大阪青山大学／大阪青山大学短期大学部
令和2年度 修学特別支援金

1. 趣 旨

学習意欲が有りながら、経済的な理由で学業の継続が危ぶまれることの無いよう支援する「高等教育負担軽減新制度」(給付奨学金)や、新型コロナウイルス禍により経済的に大きな影響を受けた家庭や学生を支援するための給付金など、新たな支援策が次々と打ち出され、多くの学生が申請しその恩恵を受けています。

しかし、応募資格として設定されているいくつかの条件に合致せず、支援を希望しているにもかかわらず、支援が受けられないケースも多数見受けられます。

そこで、本学においても学費負担を軽減する本学独自の支援制度を設け、経済的に厳しい環境にある学生を支援します。

2. 応募資格 次の(1)～(3)のすべて該当する者

(1) 日本学生支援機構の「給付奨学金」の給付及び、その他で年額25万円以上の学費の減免を受けていないこと。

(2) 学業成績

在学生の場合、前年度までの修得単位数が標準単位数以上ある者。

1年次生は、前期成績のGPAが1.5以上ある者。

(3) 経済的な事情により学修の継続に支障がある者

①前年度の世帯収入や家族構成等諸条件を、日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」に当てはめ、算出された「支給額算定基準額」の金額の低い者から順に選定します。

②新型コロナウイルスの影響で、世帯収入が急減して元に戻らないような状況の場合、令和2年1月分以降の給与明細あるいは出納帳や帳簿等で、コロナの影響を受けた後の年収を推計できる場合は、その推計値を当てはめて(3)-①と同様に算定します。

3. 採用人数 100名程度

4. 支援金額 年額 15 万円

5. 支援方法 次の①②のいずれかを選択する

①指定口座に入金する

②後期授業料から上記金額を差し引きする

6. 募集期間 令和2年9月14日(月)～10月9日(金)まで

本件は、新型コロナウイルス禍にある令和2年度における支援制度であり、次年度以降の継続実施が確定されているものではありませんので、期限厳守でお申込みください。

また、上記募集期間は「第一次募集期間」としますが、この第一次募集で応募者が採用人数に達した場合は「第二次募集」は実施しませんので、ご希望の方は早目にお申込み願います。

7. 応募方法 次の①～②の書類を、学生支援センターへ直接提出してください。

①修学特別支援金 申込書(様式1)

- ・記入事項は全て記入してください。
- ・氏名記入欄に「自署」とある場合は、各自がそれぞれ自筆で記名してください。

②生計維持者①及び②両方の、令和元(2019)年度の所得の証明書類(コピー) ※下表参照

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得又は給与所得以外	所得証明書	市区町村役場
給与所得	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外(自営業等)	確定申告書(控) (税務署の受付印があること)	税務署
確定申告書の提出ができない場合	納税証明書(その2)	税務署
年金(老齢年金・遺族年金等)	年金振込通知書 又は 年金額改定通知書	日本年金機構
上記の書類が提出できない場合	課税証明書 非課税証明書	市区町村役場

※ 収入が無い場合も、そのことを証明する書類が必要です。(提出書類は返却しません)

※ 前述 2.応募資格(3)-② で申し込みをする場合は、令和2年1月～直近分の給与・賞与明細(写)あるいは出納帳(写)や帳簿等(写)も提出してください。

8. 選考及び結果通知

申込書類による選考を行い、選考結果を10月30日までに、Aポータルで学生に通知します。

なお、選考は相対評価にて行いますので、他者との比較を明示できないことから、内容の詳細につきましてはお知らせできませんことを、予めご承知おき願います。

9. 返 済

給付扱いですので、返済の必要はありません。

但し、申込書類記載内容に虚偽があった場合や、中途退学や除籍となった時は、全額返済を求める場合があります。

◇申込み、問合せ

「学生支援センター」へ

電話:072-724-1836

メール:syougakukin@osaka-aoyama.ac.jp